

会議名	平成30年度第5回港区指定管理者選定委員会
開催日時	平成30年8月1日（水） 午前10時00分から午後0時45分まで
開催場所	区役所4階庁議室
委員員	〔出席者〕 委員長：田中副区長 副委員長：浦田企画経営部長、北本総務部長 委員：野上企画課長、坪本区役所改革担当課長、荒川財政課長、湯川総務課長、吉田契約管財課長 〔欠席者〕なし
出席所管課長	①山本高齢者支援課長 ②野口住宅課長、横尾障害者福祉課長 ③横尾障害者福祉課長 ④佐々木図書文化財課長 ⑤江村人権・男女平等参画担当課長 ⑥木下生涯学習スポーツ振興課長 ⑦大屋地域交通課長 ⑧杉谷芝地区・まちづくり課長、吉田麻布地区・まちづくり課長、近江高輪地区・まちづくり課長、海老原芝浦港南地区・まちづくり課長
事務局	企画担当（山田、中澤、寺島係長）
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 指定管理者の選定について ①高齢者集合住宅 (ピア白金、フィオーレ白金、はなみずき白金、はなみずき三田) ②特定公共賃貸住宅等 (特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜・港南・竹芝・桂坂・神明、 区営住宅シティハイツ白金・港南・六本木・一ツ木・芝浦・ 第2芝浦・桂坂・車町、区立住宅シティハイツ高輪・赤坂・港南、 障害者住宅シティハイツ竹芝) ③障害保健福祉センター ④図書館 (三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、 港南図書館、高輪図書館分室) ⑤男女平等参画センター ⑥スポーツ施設 (麻布運動場、青山運動場、青山運動場、芝浦中央公園運動場、 芝給水所公園運動場、埠頭少年野球場、芝公園多目的運動場、 芝浦南ふ頭公園運動広場、スポーツセンター、氷川武道場) ⑦【再】公共駐車場 ⑧【再】自転車等駐車場（芝・麻布・高輪・芝浦港南地区） 3 閉会

	<p>[席上配付]</p> <p>資料 14 高齢者集合住宅      資料 15 特定公共賃貸住宅等      資料 16 障害保健福祉センター      資料 17 図書館      資料 18・19 男女平等参画センター      資料 2 公共駐車場      資料 4 スポーツ施設      資料 10 芝地区自転車等駐車場      資料 11 麻布地区自転車等駐車場      資料 12 高輪地区自転車等駐車場      資料 13 芝浦港南地区自転車等駐車場</p> <p>※資料 2、4、10～15、17、18 内容</p> <p>資料● 指定管理者候補者選定調書      資料●－2 指定管理者候補者選考委員会報告書      資料●－3 指定管理者応募者提案内容の比較表      資料●－4 職員配置表      資料●－5 選考委員会採点表      資料●－6 選考委員会議事録      資料●－7 指定管理者指定申請書（他、添付書類等）</p> <p>※資料 16 および 19</p> <p>資料● 指定管理者候補者選定調書      資料●－2 指定管理者指定申請に関する審査表      資料●－3 職員配置表      資料●－4 指定管理者指定申請書（他、添付書類等）</p>
会議の結果及び主要な発言	
麻布・まちづくり 課長 委員長	<p>議題（1）指定管理者の選定について      ⑧自転車等駐車場      （所管課長から前回課題となった事項について説明）</p> <p>説明は終わったので質疑に入る。</p>
北本副委員長	<p>確認だが、自転車付定期契約に関して、年間の利用者負担分は事業計画の収入として算定されているということか。</p> <p>1台、月300円として各地区で算入してある。</p>
芝・まちづくり課 長	

北本副委員長	そうなると、説明では無料での貸出を前提として協議のことだが、事業者はそれで大丈夫なのか。
麻布・まちづくり課長	事業者にも確認した。提案の中にも、協議のうえ実施が了承されればとなっている。協議前提のため、無料ということで協議していく。
北本副委員長	前回、貸出用自転車の購入経費は初年度の指定管理料に含まれているとの説明でした。
麻布・まちづくり課長	事業運営費に含まれている。
湯川委員	関連して、自転車シェアリング事業は有料で実施している。一方、この自転車付定期契約であれば無料で借りることができる。施策としての整合性が取れていないように思える。 実施することで指定管理料が増える提案を受ける必要があるのか。 今回、条例上の扱いとして第33条2項3号の「効用を最大限に發揮する」という部分で説明しようとしているが、この自転車付定期契約と自転車シェアリングが混同しているように思えるが。
麻布・まちづくり課長	麻布地区の広尾の例だと、2段ラックの上段が利用しにくいということで、効用を最大限に發揮できるような内容になるよう協議したうえで展開していく。
委員長	この第33条関係でいう「効用」とは。
芝・まちづくり課長	自転車等駐車場が区民等に対して役立つことと考えている。
委員長	それで十分であり、自転車付定期契約を区として実施したいものなのか。
芝・まちづくり課長	2段ラックの活用がなかなか進まないというところで、以下に利用してもらうかという点において1つの提案として捉えている。
委員長	自転車等駐車場の稼働率向上に関してということであれば、庁内で検討する必要がある。自転車付定期契約の提案自体は面白いものだとは思うが、条例に基づいて執行する立場で考える必要がある。 職員体制について、派遣にしないと解決できない背景があるのか。費用が上がってでもやる理由があるのか。
芝・まちづくり課長	利用者への柔軟で迅速な対応という点で、受付業務を現在の再委託で行うと、指定管理者が直接指揮命令できないため、支障が生じている部分がある。

委員長	指揮命令系統を一本化する必要性があり、経費増もやむを得ないということも含めて切り替えをすることの蓋然性を分かりやすく説明できるように。 それでは、指定管理事業者に関しては了承とし、中身については、職員体制と先ほどの自転車付定期契約についても、併せて分かりやすい説明ができるよう詰めておくこと。指定管理候補者自体は了承とする。
-----	---